



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

令和2年度 全国労働衛生週間

(スローガン)

「みなおして 職場の環境
 からだの健康」

10月1日～10月7日
 (準備期間) 9月1日～9月30日

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています(平成30年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められています。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めているところです。

化学物質に起因する労働災害については、年間500件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっています。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが8割を占めています。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしています。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間900人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されています。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化す

ることとしています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集空間(多くの人が密集している)、③密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとします。

2. 各事業場の実施事項

【本週間に実施する事項】

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

【準備期間中に実施する事項】

- ① 重点事項
 - ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ウ 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
 - エ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - オ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - カ 受動喫煙対策に関する事項
 - キ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ② 労働衛生3管理の推進等
 - ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - イ 作業環境管理の推進
 - ウ 作業管理の推進
 - エ 健康管理の推進
 - オ 労働衛生教育の推進
 - カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
 - キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 - ク 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ③ 作業の特性に応じた事項
 - ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - イ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - オ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
 - カ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - キ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- ④ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

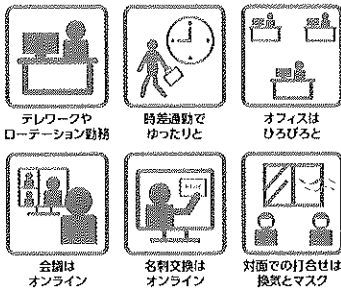
安全衛生に係る優良事業場、功労者に対し表彰状が贈呈されました

厚生労働省及び鳥取労働局では、令和2年度の「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰」として表彰状を贈呈しました。

それぞれの賞ごとの受賞者・受賞事業場は次のとおりです。

表彰の種類	事業場名又は個人名（所在地又は職名）
厚生労働大臣賞 功 績 賞	<small>まつうら よしむさ</small> 松浦 喜房 （独立行政法人労働者健康安全機構） 鳥取産業保健総合支援センター 産業保健相談員
表彰の種類	事業場名又は個人名（所在地又は職名）
鳥取労働局長賞 奨 励 賞	<small>まつだ やすてつこう</small> 株式会社 松田安鐵工 （鳥取市南栄町14番地） 【金属製品製造業】
	<small>エヌオーケー とっとりじぎょうじょう</small> NOK 株式会社 鳥取事業場 （西伯郡南部町原1000） 【自動車・同付属品製造業】
	<small>とっとりがびん</small> 鳥取部品 株式会社 （東伯郡琴浦町赤碕276-3）【電気機械器具製造業】

働き方の新しいスタイル



新しい働き方・休み方が始まっています。

～時間単位の年次有給休暇 を導入しましょう!～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※1）や、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※2）の導入が効果的です。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

（※2）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年休の平均取得率が平成30年では4.7ポイント高くなっています。

「『見える』安全活動コンクール」 の実施について

厚生労働省では事業場等の安全活動の活性化を目的として、平成23年度から「『見える』安全活動コンクール」を実施しており、本年度においても実施することとなりました。

企業・事業場で実施されている労働災害防止のための「見える」安全活動の創意工夫事例を募集していますので、ご応募ください。

「あんぜんプロジェクト」
ホームページ上で
「『見える』安全活動コンクール」
を実施します。

募集期間

令和2年

令和2年

8月3日～9月30日まで

詳細はこちら→



優れた安全活動事例を募集しています。

安全衛生優良企業公表制度について

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

認定企業は認定マークを利用することができ、健康・安全・働きやすい優良企業であることを求職者に対して

PRできたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や消費者に対してPRでき、企業イメージの向上にもつながります。また、間接的なメリットとして、本制度の認定によって労働安全衛生水準の取組レベルを示すことにより、社員の働く意欲や生産性を向上させることにもつながります。

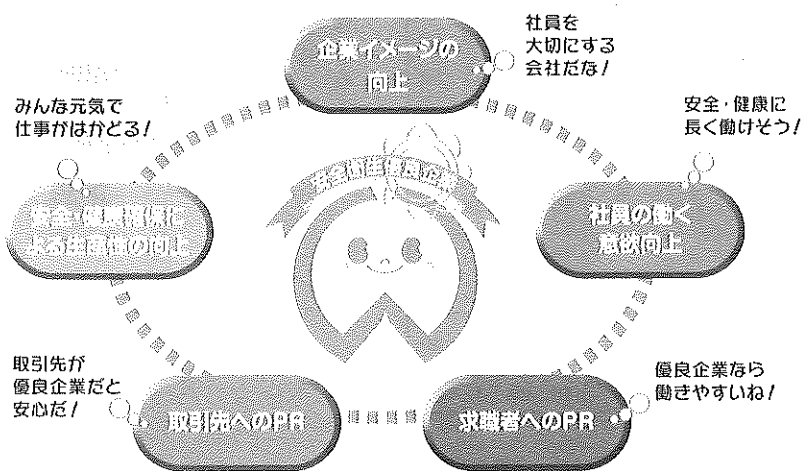
「安全衛生優良企業公表制度」に係る情報については、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

アドレス <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

また、「職場のあんぜんサイト」では申請診断や優良企業の取組内容の紹介など、この制度に係る情報が掲載されていますので、併せて参考としてください。

アドレス https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか？



労働条件相談「ほっとライン」(厚生労働省委託事業)の電話番号の変更と対応言語の増加のご案内

厚生労働省委託事業により平日夜間、土日・祝日に実施されている無料の電話相談の電話番号等が本年4月より変更されています。

なお、令和元年度に使用した旧番号については、各言語に対応した自動音声応答で電話番号の変更があったこと等についてガイダンスが流れるとともに、令和3年3月31日までの期間において新番号に自動転送を行うこととなっております。

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。

電話相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。匿名での相談も可能です。

なお、厚生労働省委託事業(委託先:株式会社東京リーガルマインド)のため、「労働条件相談ほっとライン」より事業場に対する指導等はできません。

「労働条件ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、

ベトナム語、ミャンマー語及びネパール語のほか、合計14言語(昨年度の8言語より増加)に対応しています。

相談対応時間は

月～金 17:00～22:00

土・日・祝日 9:00～21:00

(12月29日～1月3日は除きます)

下記の通り対応言語によって対応曜日が異なります。対応言語別フルダイヤル電話番号(対応曜日)

日本語	0120-811-610	月～日
English 英語	0120-531-401	(Mon-Sun)
中文 中国語	0120-531-402	(周一～周日)
Português ポルトガル語	0120-531-403	(Segunda à domingo)
Español スペイン語	0120-531-404	(Martes, jueves, viernes, sábado)
Tagalog タガログ語	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Tiếng Việt ベトナム語	0120-531-406	(Thứ 4, thứ 6, thứ 7)
မြန်မာစာကဏ္ဍ မြန်မာစာကဏ္ဍ	0120-531-407	(ဒီဂါး၊ ညီဂါး၊ ဝေဂါး)
नेपाली भाषा नेपाल語	0120-531-408	(बुधवार, आईतवार)
한국어 韓国語	0120-613-801	(목, 일)
ภาษาไทย タイ語	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Bahasa Indonesia インドネシア語	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
កម្ពុជា(ភាសាខ្មែរ) カンボジア語	0120-613-804	(ថ្ងៃ ព្រហស្បតិ៍ ថ្ងៃ អាទិត្យ)
Монгол хэл 蒙古語	0120-613-805	(Даваа, Бямба)

労働安全衛生関係

免許試験日程(学科)

令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの試験日程は次の通りです。

受験資格については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955

福山市新漕町 2-29-136

電話 084-954-4661

に照会して下さい。

試験の種類	試験年月		試験日程						試験開始時刻	試験終了時刻
			令和 2 年			令和 3 年				
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月				
特級ボイラー技士	29							10:00	16:10	
一級ボイラー技士		10		6		9		10:00	15:30	
二級ボイラー技士	8	25	16	5	17	3		13:30	16:30	
★特別ボイラー溶接士				28				13:30	16:00	
★普通ボイラー溶接士				28				13:30	16:00	
ボイラー整備士	6				1			13:30	16:00	
★デリック・クレーン運転士	限定なし	12	11	9	26	18	10	13:30	16:00	
	クレーン限定	5 12	11 26	9	26	8 18	10	13:30	16:00	
	床上運転式限定	12						13:30	16:00	
	限定免許解除試験	12						13:30	※	
★移動式クレーン運転士		6		14		16		13:30	16:00	
★揚貨装置運転士	7							13:30	16:00	
発破技士			8					13:30	15:30	
ガス溶接作業主任者			8					13:30	16:30	
林業架線作業主任者								13:30	16:30	
第一種衛生管理者	9 13 27	18	1	13	9 24	6 17		13:30	16:30	
第二種衛生管理者			15							
高圧室内作業主任者		19						10:00	15:30	
エックス線作業主任者		17		8		4		10:00	15:30	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者		19						10:00	15:30	
潜水士					10			10:00	15:30	

- [注] (1) ★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。
 (2) ※限定免許解除試験で、クレーン限定解除試験（床上運転式限定解除試験を含む。）の終了時刻は 14:45 です。また、デリック限定解除試験の終了時刻は 15:30 です。
 (3) 2021 年 3 月 6 日は上曜日に試験を実施します。

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を支援するため、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました。

概要と支給額、支給要件は次のとおりです。

●概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（最低 20 日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計 5 日以上労働者に取得させた中小企業事

業主を支援します。

※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。

※法定の介護休業（対象家族 1 人につき合計 93 日）、介護休業（年 5 日（対象家族 2 人以上の場合は年 10 日））は別途保障していただく必要があります。

※令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した休暇が対象となります。

●支給額・支給要件

労働者 1 人当たり

取得した休暇日数が合計 5 日以上 10 日未満… 20 万円

取得した休暇日数が合計 10 日以上… 35 万円

※ 1 企業当たり 5 人分まで支給

詳細は、厚生労働省 HP をご覧いただくか、鳥取労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

(電話番号 0857-29-1701)

詳しくはホームページへ

中退共 検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

簡単

社外積立で
管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合
掛金の一部を国が助成します。

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。

退職金

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

事業場の安全・健康・快適の 問題解決を 応援!

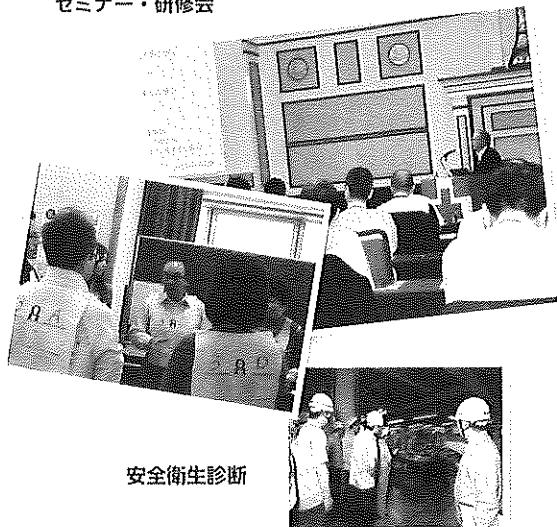
中災防賛助会員 入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人材育成・技術サポート・情報発信)します

賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

- ★教育研修・専門技術の利用が会員料金
- ★定期刊行物の配布

セミナー・研修会



安全衛生診断

※現在はマスク着用等の感染防止対策を徹底したうえで実施しています。

★「全国産業安全衛生大会」
のご優待

★安全衛生ホットラインの利用



★各週間の時などに
ポスター、用品、図書 of 配布



入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mail またはFAXにてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。お申し出により、5月と10月の年2回の分割納入ができます。
- 事業場単位でのご入会となります。
- 入会申込書到着後、入会月の10日頃に会費の請求書等、関係書類をお送りいたします。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部 (TEL:03-3452-6049)または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

全ての働く人々に安全・健康を
～ Safe Work, Safe Life ～



中央労働災害防止協会

教育推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
 Tel. 03-3452-6049 (ダイヤルイン)
 Fax. 03-5443-9845 E-mail: kaiin@jisha.or.jp
<http://www.jisha.or.jp/about/sanjo/index.html>

東部支部だより

【注意喚起】労働災害激増中!!

鳥取労働基準監督署

本年 5 月 1 日号でも当署管内の労働災害が急増している旨お知らせしましたが、現在も増加傾向に歯止めがかかっていません。当署管内の令和 2 年 1 月から同年 7 月末日までに発生した労働災害による休業 4 日以上、死亡者数（速報値）は、全産業で 97 人と前年同期よりも約 4 割増加していて他署管内と比べて最も労働災害が増加しています。また、死亡者数も 2 人に及んでおり、昨年の死亡者数（1 人）をすでに上回っている状態です。

業種別に見てもほとんどの業種で前年同期よりも増加

していますが、特に清掃業・ビルメンテナンス業及び卸・小売業の増加は顕著です。（表 1 参照）

事故の型別に見ると、業種全般にわたって、概ね墜落・転落災害が多く、また、これらの災害は、脚立・はしごやトラック等の荷台を移動中に頻発しています。

労働災害を発生させないためには、本誌第 350 号で紹介した安全衛生管理活動の 4 ステップ（現状把握→安全の「見える化」→リスクアセスメント等の実施→作業標準の改定とその周知）に継続的に取り組むことが重要ですが、現状把握にあつては、掃除や調整等の非定常作業や作業場所間の移動などの定常作業以外の行動にも注目しなければなりません。

9 月は全国労働衛生週間の準備期間です。これを契機に各事業場におかれては、これまでの現状把握を定常作業以外のものにも範囲を広げて取り組まれ、これまで把握できていなかった問題を顕在化させ、その解消に取り組むことで労働災害ゼロを実現させましょう。

表 1 令和 2 年鳥取署管内の労働災害発生状況（令和 2 年 7 月末日現在）

	休業 4 日以上、死亡者数（死亡者数）			最も多い事故の型 （割合（%））
	令和 2 年	令和元年	増減率（%）	
全産業	97（2）	71（0）	36.6	墜落・転落（27.8）
製造業	16（0）	12（0）	33.3	転倒（18.8）
建設業	15（1）	16（0）	-6.3	墜落・転落（53.3）
運輸交通業	12（0）	9（0）	33.3	墜落・転落／転倒／動作の反動・無理な動作（各 25.0）
林業	10（0）	6（0）	66.7	激突され（40.0）
卸・小売業	14（1）	5（0）	180.0	墜落・転落（35.7）
飲食店	3（0）	4（0）	-25.0	切れ・こすれ／交通事故／動作の反動・無理な動作（各 33.3）
清掃業・ビルメンテナンス業	7（0）	2（0）	250.0	墜落・転落（28.8）
旅館・ホテル業	0（0）	0（0）	0.0	—
保健衛生業	9（0）	7（0）	28.6	転倒（44.4）
通信業・金融業	2（0）	5（0）	-60.0	激突され／交通事故（各 50.0）
上記以外のその他の業種	9（0）	5（0）	80.0	墜落・転落（44.4）

「労働時間相談・支援コーナー」のご案内

2019 年 4 月より施行されている改正労働基準法への対応を含め、「働き方改革」に取り組みたい中小企業・小規模事業者の皆様へ、労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が次のような相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。電話相談だけでなく個別訪問も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

- ② 変形労働時間制などの労働時間制度の導入に関するご相談
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う労働時間制の変更に関するご相談
- ④ 長時間労働の削減に向けた取組に関するご相談
- ⑤ 労働時間などの設定改善に取り組む際に利用可能な助成金のご案内 等

（主な相談事例）

- ① 時間外・休日労働協定（36 協定）の締結に関するご相談

お問い合わせ先

鳥取労働基準監督署 労働時間相談・支援班係
電話 0857-24-3211

東部支部のセミナー等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

東部支部で開催のご案内を行っている特別教育、講習、研修等では、いわゆる 3 密を避けるために、休憩時間ごとの窓開放による換気、2 階ロビーの窓、及び研修室出入口の常時開放、通常収容人員の半数以下にした定員の設定、並びに 1 机 1 名を原則とした受講者間の距離確保、

手指アルコール消毒液の配備とマスクの着用促進、等を行っています。

受講お申し込みの際に参考としていただきますようご案内いたします。

西部支部だより

新型コロナウイルス感染症の影響下における働き方について

新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、新型コロナウイルスへの感染を防止するためには、日常生活のなかで「密閉・密集・密接」の3密を避けることが大切です。この「3密」を避ける職場づくりのため、新しい働き方の導入について「テレワークや時差出勤など新しい働き方と労務管理のポイント」をご説明します。

① テレワークの実施

テレワークは、パソコンなどを活用して、事業場から離れた自宅などで仕事をする働き方です。テレワークとして、終日の在宅勤務だけでなく、1日の一部を在宅勤務で行う「部分在宅勤務」等を導入している企業もあります。

労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合においても、労働基準関係法令が適用されることに注意しなければなりません。テレワークをご利用いただくと、働く場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となります。

詳細は「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を参考にしてください。

② フレックスタイム制の実施

フレックスタイム制とは、労働者が日々の始業、終業時刻、労働時間を自ら決めることによって仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

フレックスタイム制の導入により、通勤時間帯をずらして人との接触機会を減らすなどのほか、労働日ごとの労働時間を柔軟に組むことが考えられます。

③ 「週休3日制」など出勤日を減らす

職場での接触機会を減らすため、週休日を増やすなど、労働日や労働時間の組み合わせを見直すことが考えられます。そのためには変形労働時間制を導入するなどの方法があります。変形労働時間制とは、一定期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、労働時間を配分することを認める制度です。

次に、労働基準監督署への届出や申請時の電子申請の利用についてです。

労働基準監督署の窓口での届出・申請は、多くの方にご利用いただいておりますが、厚生労働省では新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電子申請の利用を推奨しております。

電子申請は、電子申請の総合窓口（e-Gov（イーガブ））のホームページから利用でき、電子申請の利用には事前準備が必要ですが、上記e-Govで流れが紹介されています。参考とさせていただきます。

最後に、厚生労働省では、新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）、（企業の方向け）、（労働者の方向け）を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しております。このQ&Aは、例えば企業の方向けですと、感染防止に向けた柔軟な働き方、労働者を休ませる場合の措置、労働時間、安全衛生など、項目ごとに質問に回答する形式で作成しているものです。内容は、随時更新

されておりますので、定期的にホームページを確認し、新型コロナウイルスに関する労働者の雇用管理等にご利用いただけたらと思います。

今後の台風接近による災害の復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和2年7月に熊本県南部をはじめ、九州地方が記録的な大雨に見舞われ、数多くの地域で土砂災害、浸水害等が発生するなど、甚大な被害が生じ、被災地において災害復旧工事が施工されているところです。

被災地における災害復旧工事は、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されることから、厚生労働省より建設業関係団体を対象に、下記の令和2年7月8日付け通達「令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」により、労働災害防止対策のより一層の徹底と災害復旧工事における労働災害防止対策を図るよう要請がなされました。

米子労働基準監督署においても、鳥取県で梅雨による長雨が続き、被災地と同様に土砂崩壊等の発生の危険性が高まる恐れもあったことから、米子労働基準監督管内で地山の掘削作業を施工している建設現場等を対象に、令和2年7月16日付けで労働災害防止対策の徹底をお願いしました。

つきましては、令和2年9月以降においても、台風の接近による大雨の発生等から、上記と同様に、緊急の災害復旧工事や現在施工中の工事現場において労働災害発生の危険性が高まることが懸念されることから、特に台風シーズンにおいては、下記通達の労働災害防止対策に留意くださいますようお願いいたします。

労働災害防止対策

1. 土砂崩壊災害防止対策
2. 土石流災害防止対策
3. がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策
4. 車両系建設機械を用いて行う場合における安全の確保
5. 熱中症の予防
6. その他（緊急連絡体制の確立、避難方法等の周知等）

※通達内の災害防止対策の詳細は省略しております。

必要の際は、厚生労働省HPよりダウンロード願います。

研修会開催のご案内

労働基準協会西部支部では、次の研修会を開催します。多数の受講をお待ちしています。

なお、場所は全て米子食品会館（米子市旗ヶ崎）です。

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 第三回 令和2年9月30日(水) 9:00～17:00

第四回 令和2年10月1日(木) 9:00～17:00

(定員各回 40名)

☆職長・安全衛生責任者教育

日時 令和2年10月21日(水)～10月22日(木)

10月21日 9:00～17:00

10月22日 8:30～17:00

☆自由研削といし取替等業務特別教育

日時 令和2年11月11日(水) 9:00～16:00

中部支部だより

変形労働時間制の 時間外労働となる時間について

本年 4 月以降本格的に施行されている時間外労働の上限規制（労働基準法関係）への対応を行っていただいているところです。時間外の上限規制への対応に当たっては、各自の「時間外労働時間数」の管理を行う必要がありますが、前提として、規制対象となる「時間外労働時間数」を正確に理解しておく必要があります。

今回は、具体的な事例を基に、変形労働時間制を採用している場合における、時間外労働時間数の捉え方について解説します。

事例

ある会社では、毎月 1 日を起算日とする 1 か月単位の変形労働時間制を採用しており、令和 2 年 4 月 1 日から同年月末（30 日間）における A さんの勤務実績のうち、一部は、以下のとおり、業務の都合で事前に特定した労働日の時間、労働日を変更することとなった。なお、週の法定労働時間は 40 時間となる会社です。

○2 週目(月曜と火曜の労働時間を振り替え)

	予定シフト	実績
日	休日	休日
月	8 時間	10 時間
火	10 時間	8 時間
水	8 時間	8 時間
木	休日	休日
金	8 時間	8 時間
土	8 時間	8 時間
週合計	42 時間	42 時間

○3 週目(木曜金曜の休日を 4 週目に振り替え出勤させた)

	予定シフト	実績
日	休日	休日
月	10 時間	10 時間
火	8 時間	8 時間
水	8 時間	8 時間
木	休日	8 時間
金	休日	8 時間
土	6 時間	6 時間
合計	32 時間	48 時間

○4 週目

	予定シフト	実績
日	休日	休日
月	10 時間	10 時間
火	8 時間	8 時間
水	8 時間	8 時間
木	8 時間	休日
金	8 時間	休日
土	6 時間	6 時間
合計	48 時間	32 時間

月全体の労働時間数を集計したところ、1 か月単位の変形労働時間で許される総枠（171.4 時間（40×30/7））の範囲内であった。

つまり、2 週目では 1 日当たりの労働時間数について曜日を変更し、3、4 週目では、週単位で労働時間数を変更しているが、月全体で見ると、事前に定めた労働時間数と同じ数値であった。

この場合において、A さんには時間外労働が発生していると言えるのか、発生しているとすれば何時間なのか。

【回答】

時間外労働時間は発生している。

具体的には、2 週目が 2 時間、3 週目が 8 時間となる。

【解説】

変形労働時間制を採用している場合に注意しなければならないのは、

- ①原則の法定労働時間（1 日 8 時間、週 40 時間）を超えて勤務させる日・週を
 - ②事前（各変形期間の開始前（本件では毎月 1 日より前の段階で））に特定し
 - ③そのとおりに勤務をさせる必要がある
- ということです。

本件の場合、2 週目については、火曜日を 1 日 10 時間と定めていたのに、実際は、月曜に 1 日 10 時間の勤務をさせてしまっている（月曜は 1 日 8 時間を超える労働に設定されていない）ため、月曜日は 1 日の法定労働時間（8 時間）を超えた部分（2 時間）が時間外労働となります。

3 週目については、1 日当たりの時間外労働は発生していません。

しかし、週単位で見ると、3 週目（当初予定）のシフトは週 32 時間勤務（法定労働時間以下）であったにもかかわらず（事前に週 40 時間を超えることを設定していない）、実際は 48 時間勤務となっているため、40 時間を超えた部分（8 時間；金曜日 2 時間、土曜日 6 時間）は時間外労働として評価しなければなりません。

なお、事例では、3 週目に 40 時間超えてしまった分、4 週目で調整（木・金曜を休日と設定）し、3 週目と 4 週目を平均すると労働時間数は 40 時間となりますが、これにより、3 週目に発生した時間外労働を帳消しにすることはできません。

特定されていない日、或いは、週に法定労働時間を超える勤務実態があった場合は、仮に、変形労働時間制の期間全体で見れば労働時間数が当初の予定とおりであったとしても時間外労働として評価が必要です。

変形労働時間制を採用した場合、月全体で最終的に帳尻が合えば問題ないと勘違いされている事例が少なからずありますのでご注意ください。

今回の事例では時間外労働時間数が比較的少ない場合ですが、各自の実績が、上限規制で定める上限（月 45 時間、80 時間、100 時間など）に近い場合、知らないうちに法違反となってしまうことがありますので特に注意が必要です。